

令和 8 年 10 月 14 日
農 産 安 全 管 理 課
畜 水 産 安 全 管 理 課
動 物 衛 生 課

動物検疫所における輸入魚粉の検査の見直しについて
(報告)

1 背景

- (1) 飼料用及び肥料用の輸入魚粉については、**BSE** 発生防止の観点から、「動物性加工たん白（肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの）の緊急輸入一時停止措置について」（平成 13 年 10 月 1 日付け 13 生畜第 3326 号生産局長通知）を含む関連通知等により輸入規制が行われてきており、動物検疫所は、上記通知で求められた緊急的措置として、以下のとおり、輸入検査を行ってきたところ。

ア 書類検査

- 輸出国政府機関発行証明書により、①製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白質を使用していないこと、②輸送中の交差汚染防止が行われていることを確認
- 製造基準適合確認書の写しにより、事前に農林水産大臣確認を受けた製造工場、輸入業者であることを確認

イ 精密検査

抽出して、反すう動物由来のたん白質の混入がないか検査

- (2) 制度の浸透に伴い、輸入検査により摘発される違反事例の件数は減少しており、近年の違反事例は軽微な書類の不備等が中心である。
- (3) さらに、輸入魚粉を取り巻く新たな状況としては、①世界的に **BSE** リスクが低下していること、②国内で魚粉が鶏・豚等に使用される限りにおいては、**BSE** 発生リスクはないと考えられること（令和 6 年 10 月に鶏・豚等用飼料への牛肉骨粉等の利用を再開して 1 年以上が経過したが特段の違反等生じていない）等がある。

2 対応について

上記を踏まえ、動物検疫所における輸入魚粉の検査は、輸出国政府機関発行の証明書に基づく書類検査を主体とすることとした（ルーチンでの精密検査は令和 8 年 3 月 31 日をもって終了）。